

新得町特定事業主行動計画

令和2年3月

わが国における急激な少子化の進行に対応して、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的に、「次世代育成支援対策推進法」が平成17年に施行されました。

これを踏まえ、本町においても、職場における仕事と子育ての両立の支援を推進するため、平成17年4月に「新得町特定事業主行動計画」を策定し推進してきたところで

す。この間、平成24年には「子ども・子育て支援法」が、平成27年には「女性活躍推進法」が成立し、各々計画が作成されています。

また、平成27年には次世代育成支援対策推進法の規定に基づく、新たな行動計画策定指針が定められたことから、これまでの計画を見直し、関係する計画とも整合性を図り、新しい「新得町特定事業主行動計画」を策定するものです。



この計画は、仕事と生活の調和した社会の実現に向け、職場の意識や職場風土の改革に努めるとともに、職員一人ひとりが仕事と家庭の両立を図ることができるような環境を整え、各職場において職員がいきいきと働き続けられるように次世代育成支援への取組を推進していきます。

1 計画期間

本計画の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とします。

2 策定主体

町長、町議会、農業委員会、教育委員会

3 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、衛生管理委員会において計画の実施状況の点検・評価を実施し、その結果をその後の対策の実施や計画の見直しに反映させます。

また、啓発資料の作成・配布や職場研修の実施等により、行動計画内容の周知と職員の実行ある行動を促します。

4 具体的な内容

(1) 勤務環境の整備に関する事項

ア 妊娠中及び出産後における配慮

- ① 母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇等の制度について周知を図ります。
- ② 妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、所属長は職場内の仕事の分担の見直しを行い、その職員の負担とならないように努めるとともに、特定の職員に負担のか

かる ことのないように配慮します。

③ 妊娠中及び出産後の職員に対しては、本人の希望に応じ、時間外勤務を原則として命じないこととします。

④ 出産費用の給付等の経済的支援措置について周知を図ります。

(2) 男性の子育て目的の休暇等の促進

男性職員の育児参加を促進するため、所属長は、父親となる職員に配偶者出産休暇（3日以内）、配偶者産前産後休暇（5日以内）及び年次休暇の取得を促すとともに、休暇を取得しやすい職場環境に努めます。

◎ このような取組を通じて、令和6年度までに特別休暇について、2日以上の子育て休暇取得率を100%とすることを目標とします。

(3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

ア 育児休業等の取得促進

① 育児休業及び部分休業等に関する制度の周知を行うとともに、特に男性職員の育児休業等の取得促進について周知を図ります。

② 育児休業の取得手続や経済的な支援等について情報提供を行うとともに、妊娠を申し出た職員に対し、個別に育児休業等の制度・手続について説明を行います。

イ 育児休業等を取得しやすい雰囲気醸成

① 育児休業及び部分休業等に対する職場の意識改革を進め、育児休業等を取得しやすい雰囲気を醸成します。

② 課長会議等の場において、担当部署から折に触れて育児休業等の制度の趣旨の理解促進に努めます。

ウ 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援

所属長は、育児休業中の職員が円滑に職場復帰ができるよう、本人の希望により休業期間中の業務に関するの情報提供等を行います。

また、職場復帰のためのサポートなどを適切に実施することにより、円滑に職場復帰できる体制の整備に努めます。

エ 育児休業等を取得した職員の代替要員の確保

職場内の人員配置等によって当該育児休業中の職員の業務を処理することが難しいときは、任期付採用及び臨時的任用制度の活用等による代替要員を確保します。

◎ このような取組を通じて、令和6年度までに育児休業等の取得率について、男性は10%、女性は100%とします。

(4) 超過勤務の縮減

平成30年7月に公布された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の趣旨も踏まえながら、次の取組を進めます。

ア 小学校就学の始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び超過勤務の制

限 の制度の周知

小学校就学の始期に達するまでの子どものいる職員に対して、仕事と家庭生活の両立を支援するため、深夜勤務及び超過勤務を制限する制度について周知徹底を図ります。

イ 一斉定時退庁日（ノー残業デー）の実施

① 毎週水曜日を定時退庁日に設定し、庁内放送及び電子メール等による呼びかけにより、定時退庁の徹底を促すとともに、毎月最終水曜日を完全一斉退庁日と位置付けて、庁内一斉 20 時消灯として取組ます。

② 定時退庁ができない職員が多い職場は、管理職員による定時退庁の率先垂範や声かけを行うとともに、職員組合とも連携した取り組みを進めます。

ウ 事務の簡素合理化の推進

① 新たに行事等を実施する場合には、目的、効果、必要性等について十分検討の上実施することとし、併せて、既存の行事等との関係を整理し、代替的に廃止できるものは廃止します。

② 定例・恒常的業務に係る事務処理のマニュアル化の促進を図るほか、職場内会議等の効率的運営に努めます。

エ 超過勤務の縮減のための意識啓発等

① 超過勤務の縮減のための取組の重要性について、管理職をはじめとする職員全体で認識を深めるとともに、安易に超過勤務が行われないように意識啓発に取り組みます。

また、超過勤務を行う場合は、所属長による事前命令の徹底に努めます。

② 管理職員は、超過勤務の多い係や超過勤務の特に多い職員についての健康状況等の把握に努めるとともに、当該職員とのヒヤリングや職場体制の点検（業務量の平準化等）を行い、超過勤務の縮減に向けた必要性の認識の共有化を図ります。

（5）休暇の取得促進

ア 年次休暇の取得促進

① 職員が年間の年次休暇取得目標日数を設定しながら、計画的な年休取得促進を図ります。

② 課長会議等の場において、定期的に休暇の取得促進の奨励を行い、計画的な年次休暇の取得に向けた職場の雰囲気醸成や環境整備を行います。

③ 各職場の業務計画を策定・周知することにより、職員の計画的な年次休暇の取得促進を図ります。

④ 安心して職員が年次休暇の取得ができるよう、事務処理において相互応援ができる職場体制を整備します。

イ 連続休暇等の取得促進

① 月・金と休日を組み合わせて三連休となる年次休暇の取得促進を図ります。

② 子どもの予防接種実施日や授業参観日における年次休暇の取得促進を図ります。

③ ゴールデンウィーク期間、国民の祝日や夏季休暇とあわせた年次休暇や1週間

の リフレッシュ休暇等の連続した長期休暇の取得促進を図ります。

④ 職員やその家族の誕生日、結婚記念日等の家族の記念日におけるメモリアル休暇促進を図ります。

⑤ 所属長は、ゴールデン・ウィークやお盆期間に会議を行わないように配慮します。

◎ このような取組を通じて、職員1人当たり年間20日の年次休暇のうち、平均の取得日数を令和6年度までに12日（60%）以上とします。（平成30年：8.5日）

ウ 子どもの看護のための特別休暇の取得促進
子どもの看護のための特別休暇について、職員に周知を図るとともに、その取得を希望する職員が円滑に取得できる雰囲気づくりを進めます。

(6) 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正のための取組
職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等を是正するため、管理職を含めた職員全員を対象として情報提供や研修等による意識啓発を行います。

(7) 人事評価への反映
仕事と生活の調和の推進に資するような効率的な業務運営や良好な職場環境づくりに向けて発現された行動については、人事評価において適切に評価を行います。

5 その他の次世代育成支援対策に関する事項

(1) 子育てバリアフリー

ア 外部からの来庁者の多い庁舎において、乳幼児と一緒に安心して利用できるトイレやベビーベッドの設置、待っている子ども用には遊びコーナー等の検討を行います。

イ 子どもを連れた人が気兼ねなく来庁できるよう、親切な応接対応等のソフト面でのバリアフリーの取組を推進します。

(2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

ア 子ども・子育てに関する活動の支援
子どもの健全育成、疾患・障がいを持つ子どもの支援、子育て家庭の支援等を行うNPOや地域団体等について、その活動への職員の積極的な参加を支援します。

イ 子どもの体験活動等の支援
子どもの多様な体験活動等の機会の充実を図るため、子どもが参加する地域の行事・活動に庁舎内施設やその敷地の提供に努めるとともに、全町教育の理念を踏まえ、職員が専門分野を活かした各種学習活動等の指導やボランティアリーダー等と

しての 参加を支援します。（少年団、子供会等）

ウ 子どもを交通事故から守る活動の実施や支援

① 子どもを悲惨な交通事故から守るため、庁舎内に常置されている交通安全推進協
議会の交通安全推進委員とも連携をしながら、職員への交通事故防止について
の指 導や綱紀粛正通知による呼びかけの実施等日常からの注意喚起を行うとともに、地
域の交通安全活動への職員の参加を支援します。

② 交通安全講習会の実施や専門機関等による安全運転に関する研修の受講を奨励し
ます。

ウ 安全で安心して子どもを育てられる環境の整備

子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の自主的な防
犯活動や少年非行防止、立ち直り支援の活動等への職員の積極的な参加を支援し
ます。

（3）子どもとふれあう機会の充実

職場の互助会等によるレクリエーション活動の実施に当たっては、子どもを含めた家
族全員が参加できるように配慮します。

